六二・一〇	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）	(15)	
六二・一一	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類	(15)	
六二・一二	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）	(16)	
六二・一三	ハンカチ	(15)	
六二・一四	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品	(15)	
六二・一五	ネクタイ	(15)	
六二一六・〇〇	手袋、ミトン及びミット	(15)	
六二・一七	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）	(15)	
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ		
六三・〇一	毛布及び膝掛け		
六三〇一・一〇	電気毛布	(16)	
六三〇一・二〇	膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	(16)	CC（生地から加工する場合には、当該生地が一方又は双方の締約国の区域内において生機から浸染され又はプリントされ、かつ、完全に仕上げられたものであるときに限る。）
六三〇一・三〇	膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）	(16)	CC（生地から加工する場合には、当該生地が一方又は双方の締約国の区域内において生機から浸染され又はプリントされ、かつ、完全に仕上げられたものであるときに限る。）
六三〇一・四〇	膝掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）	(16)	CC（生地から加工する場合には、当該生地が一方又は双方の締約国の区域内において生機から浸染され又はプリントされ、かつ、完全に仕上げられたものであるときに限る。）
六三〇一・九〇	その他の毛布及び膝掛け	(16)	
六三・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン	(16)	
六三・〇三	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	(16)	
六三・〇四	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）	(16)	
六三・〇五	包装に使用する種類の袋	(16)	
六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品	(16)	
六三・〇七	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）		

六三〇七・一〇	床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布	(16)	
六三〇七・二〇	救命胴衣及び救命帯	(16)	
六三〇七・九〇	その他のもの	(16)	CC（生地から加工する場合には、当該生地が一方又は双方の締約国の区域内において生機から浸染され又はプリントされ、かつ、完全に仕上げられたものであるときに限る。）
六三〇八・〇〇	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	(16)	
六三・一〇	ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	(17)	
六三〇九・〇〇	中古の衣類その他の物品	(17)	
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	CC	
第六五類	帽子及びその部分品		
六五〇一・〇〇	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	CC	
六五〇二・〇〇	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張り又はトリミングしたものを除く。）	CC	
六五〇四・〇〇	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	CTH	
六五〇五・〇〇	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	CTH	
六五・〇六	その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	CTH又はQVC四〇	
六五〇七・〇〇	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも	CTH又はQVC四〇	
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品		
六六・〇一	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）	CTH又はQVC四〇	
六六〇二・〇〇	つえ、シートステッキ、むちその他これらに類する製品	CTH又はQVC四〇	
六六・〇三	第六六・〇一項又は第六六・〇二項の製品の部分品、トリミング及び附属品	CC又はQVC四〇	
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	CTH又はQVC四〇	
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		